

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県内場池土地改良区が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金中池地区）を行うことについて平成20年2月1日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課及び綾川町土地改良課において平成20年2月22日から同年3月13日まで縦覧に供する。

平成20年2月15日

香川県知事 真 鍋 武 紀